

障害児（者）生活サポート事業等の法定外の障害福祉 関連事業の用に専ら使用される軽自動車等に対する減免

対象となる軽自動車

I. 障害児（者）生活サポート事業 ※次の要件を全て満たしている場合に減免

1. 障害児（者）生活サポート事業の用に専ら使用し、さいたま市で課税されている軽自動車等であること。
2. 障害児（者）生活サポート事業の事業者が埼玉県又はさいたま市の障害児（者）生活サポート事業実施要綱に基づき県内市町村に登録されていること。
3. 軽自動車等の所有者が当該事業者、代表者又は従事者であること。

※ 前年度のサポート事業に係る市町村の補助金交付対象となる事業時間の合計が 1,000 時間以上の場合 1 台とし、以降 2,000 時間増すごとに 1 台ずつ追加する。

事業時間	1,000 時間未満	1,000 時間以上	3,000 時間以上	5,000 時間以上	7,000 時間以上
減免台数	無し	1 台	2 台	3 台	4 台

II. 心身障害者地域デイケア事業又は精神障害者小規模作業所事業

※ 次の要件を全て満たしている場合に減免 ※減免台数に制限はありません

1. 心身障害者地域デイケア事業又は精神障害者小規模作業所事業の用に専ら使用し、さいたま市で課税されている軽自動車等であること。
2. 心身障害者地域デイケア事業又は精神障害者小規模作業所事業が埼玉県又はさいたま市の心身障害者地域デイケア事業又は精神障害者小規模作業所事業実施要綱に基づき設置されていること。
3. 軽自動車等の所有者が当該事業者、代表者又は従事者であること。

手続きに必要なもの

- 1. 軽自動車税（種別割）減免申請書
 - ・ 納税義務者が法人の場合、代表者印の押印と、法人番号の記載をお願いします。
- 2. 自動車検査証の写し
 - ・ 電子車検証の場合は、併せて自動車検査証記録事項の提出もお願いします。
- 3. 軽自動車等の使用貸借関係契約書の写し
 - ※ 軽自動車等の所有者が事業所又は代表者の場合は提出不要です。
- 4. 納税義務者の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）

I. 障害児（者）生活サポート事業 の場合

- 5. 市町村毎の補助金対象の事業時間が確認できる書類の写し（※1）
 - ※ さいたま市が交付している場合は不要です。
- 6. サポート事業の登録が確認できる書類
 - ・ 市の登録決定通知書の写し等をご提出ください。

II. 心身障害者地域デイケア事業又は精神障害者小規模作業所事業 の場合

- 5. 事業内容及び実績がわかる資料（※1）
 - ・ 前年度の実績がわかる資料（事業報告書、決算書、総会資料等）をご提出ください。
- 6. 心身障害者地域デイケア事業又は精神障害者小規模作業所事業実施要綱に基づき設置されていることが確認できる書類

（※1）次年度以降も継続して減免を適用する場合、毎年度提出する必要があります

障害児（者）生活サポート事業等の法定外の障害福祉関連事業の用に専ら使用される軽自動車等に対する減免

代理人による申請の場合

以下の書類を追加でご提出ください。

- 7. 申請者の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）
- 8. 委任状
 - ※ 代理人が同居親族の場合は提出不要です。
 - ※ 納税義務者が法人の場合、申請書に代表者印の押印があれば提出不要です。

申請様式

以下のさいたま市ホームページより、ダウンロードいただけます。

『軽自動車税（種別割）の減免について』

<https://www.city.saitama.lg.jp/001/153/004/002/003/p075057.html>

QRコードはこちらから

※ QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。



申請期限

減免申請を行うことができる期間は、納税通知書が届いてから納期限までです。

（通常、5月上旬から5月31日まで。）

- ※ **減免申請期限後は受付できません。**
- ※ **減免決定前に納付された軽自動車税の種別割については、減免の対象となりません。**

減免の継続について

初回申請時から減免対象・減免事由に変更がない場合は、次年度以降も継続して減免が適用されます。

（毎年度の申請書等の提出は不要です。）

ただし、一部の書類については、毎年度提出が必要な場合がありますのでご注意ください。

申請先・お問い合わせ先

定置場（使用の本拠の位置）の区を管轄する市税事務所個人課税課宛てに郵送又は直接ご来庁ください。

- ※ 各区役所市税の窓口では申請いただけません。
- ※ 郵送で申請する場合は、書類のコピーを同封してください（当日消印有効）。

担当課	主たる定置場のある区	電話番号	FAX番号
北部市税事務所 個人課税課 (大宮区吉敷町 1-124-1 大宮区役所 5階)	大宮区 西区・北区 見沼区・岩槻区	048-646-3102	048-646-3164
南部市税事務所 個人課税課 (浦和区常盤 6-4-21 ときわ会館 2階)	浦和区 中央区・桜区 南区・緑区	048-829-1386	048-829-6236